当行の銀行法第20条第1項により作成した書面については、会社法第396条第1項による、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

貸借対照表

(単位:百万円)

<u></u>		(単位:白万円)
	2021年3月期 (2021年3月31日)	2022年3月期 (2022年3月31日)
 資産の部		
現金預け金	83,320	106,803
現金	19,483	17,804
預け金	63,836	88,998
有価証券	237,854	231,402
 国債	14,428	3,006
地方債	8,330	7,786
社債	43,297	42,760
株式	6,469	6,417
その他の証券	165,329	171,430
貸出金	1,010,025	998,837
割引手形	5,570	5,733
手形貸付	33,615	28,019
証書貸付	883,199	866,591
当座貸越	87,640	98,492
外国為替	280	238
外国他店預け	280	238
その他資産	18,075	17,666
未決済為替貸	132	147
前払費用	0	0
未収収益	1,000	854
リース投資資産	4,486	4,816
その他の資産	12,455	11,847
有形固定資産	14,982	14,402
建物	4,860	4,616
土地	9,282	9,047
その他の有形固定資産	840	738
無形固定資産	467	414
ソフトウエア	301	248
その他の無形固定資産	165	165
前払年金費用	3,770	4,019
繰延税金資産	3,278	3,239
支払承諾見返	6,274	5,737
貸倒引当金	△ 6,006	△ 6,138
資産の部合計	1,372,323	1,376,622

		(単位:百万円)
	2021年3月期 (2021年3月31日)	2022年3月期 (2022年3月31日)
負債の部		
	1,272,426	1,285,785
 当座預金	56,046	73,987
	663,737	693,902
	1,830	1,770
通知預金	5,814	6,316
定期預金	530,413	493,941
定期積金	11,866	13,056
その他の預金	2,716	2,810
譲渡性預金	4,131	2,039
コールマネー	11,700	2,800
借用金	1,900	12,100
借入金	1,900	12,100
その他負債	9,195	9,782
未決済為替借	240	273
未払法人税等	163	284
未払費用	947	998
前受収益	550	446
従業員預り金	312	321
給付補填備金	0	0
資産除去債務	130	101
その他の負債	6,849	7,356
睡眠預金払戻損失引当金	184	142
偶発損失引当金	153	176
再評価に係る繰延税金負債	1,561	1,506
支払承諾	6,274	5,737
負債の部合計	1,307,528	1,320,070
純資産の部		
資本金	24,200	24,200
資本剰余金	30,599	30,599
資本準備金	24,200	24,200
その他資本剰余金	6,399	6,399
利益剰余金	8,415	9,218
その他利益剰余金	8,415	9,218
繰越利益剰余金	8,415	9,218
株主資本合計	63,214	64,017
その他有価証券評価差額金	△ 1,820	△ 10,739
土地再評価差額金	3,401	3,274
評価・換算差額等合計	1,580	△ 7,465
純資産の部合計	64,795	56,552
負債及び純資産の部合計	1,372,323	1,376,622

損益計算書 (単位: 百万円)

頂皿 1 异音		(単位:百万円
	2021年3月期 (2020年4月 1日から) (2021年3月31日まで)	2022年3月期 (2021年4月 1日から) (2022年3月31日まで)
経常収益	22,335	18,415
資金運用収益	15,369	13,475
貸出金利息	12,312	11,486
有価証券利息配当金	3,010	1,877
預け金利息	46	111
その他の受入利息	0	0
役務取引等収益	3,235	3,426
受入為替手数料	906	865
その他の役務収益	2,328	2,560
その他業務収益	3,464	1,342
外国為替売買益	_	54
国債等債券売却益	10	0
その他の業務収益	3,453	1,286
その他経常収益	266	171
償却債権取立益	25	29
株式等売却益	146	35
その他の経常収益	95	106
経常費用	26,699	16,439
資金調達費用	182	120
預金利息	183	120
譲渡性預金利息	2	0
コールマネー利息	△ 4	△ 2
その他の支払利息	1	1
	1,651	1,219
	· ·	•
	316	270 949
その他の役務費用	1,335	
その他業務費用	8,151	1,124
外国為替売買損	18	_
国債等債券売却損	80	0
国債等債券償還損	7,104	16
国債等債券償却	19	
その他の業務費用	927	1,107
営業経費	12,948	12,340
その他経常費用	3,765	1,634
貸倒引当金繰入額	3,091	1,195
貸出金償却	69	77
株式等売却損	278	0
株式等償却		10
金銭の信託運用損	53	_
その他の経常費用	272	351
経常利益又は経常損失(△)	△ 4,364	1,976
特別利益	_	27
固定資産処分益	_	27
特別損失	335	155
固定資産処分損	38	22
減損損失	297	133
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△ 4,699	1,848
法人税、住民税及び事業税	30	211
法人税等調整額	125	558
法人税等合計	155	770
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 4,855	1,078

# 株主資本等変動計算書

2021年3月期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本					
			資本剰余金	資本剰余金		利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	22,700	22,700	6,399	29,099	13,601	13,601	65,400
当期変動額							
新株の発行	1,500	1,500		1,500			3,000
剰余金の配当					△ 375	△ 375	△ 375
当期純損失(△)					△ 4,855	△ 4,855	△ 4,855
土地再評価差額金取崩額					44	44	44
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	1,500	1,500	_	1,500	△ 5,186	△ 5,186	△ 2,186
当期末残高	24,200	24,200	6,399	30,599	8,415	8,415	63,214

	評価・換算差額等			
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	△ 2,470	3,445	974	66,375
当期変動額				
新株の発行				3,000
剰余金の配当				△ 375
当期純損失 (△)				△ 4,855
土地再評価差額金取崩額				44
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	650	△ 44	606	606
当期変動額合計	650	△ 44	606	△ 1,580
当期末残高	△ 1,820	3,401	1,580	64,795

# 2022年3月期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
			資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他	資本剰余金	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		貝本华洲立	<sup>頁本华佣亚</sup> 資本剰余金	合計	繰越利益剰余金	合計	
当期首残高	24,200	24,200	6,399	30,599	8,415	8,415	63,214
当期変動額							
剰余金の配当					△ 401	△ 401	△ 401
当期純利益					1,078	1,078	1,078
土地再評価差額金取崩額					126	126	126
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	_	_	_	_	802	802	802
当期末残高	24,200	24,200	6,399	30,599	9,218	9,218	64,017

	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	△ 1,820	3,401	1,580	64,795
当期変動額				
剰余金の配当				△ 401
当期純利益				1,078
土地再評価差額金取崩額				126
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 8,919	△ 126	△ 9,046	△ 9,046
当期変動額合計	△ 8,919	△ 126	△ 9,046	△ 8,243
当期末残高	△ 10,739	3,274	△ 7,465	56,552

# 財務諸表

# 注記事項(2022年3月期)

#### 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っており

ている有価証券の評価は、時価法により行っております。 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

固定資産の減価償却の方法 1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであ

有形回正真座は、正観法を採用しております。また、主な耐用牛致は次のどおりぐめります。 建物:15年~50年 その他:3年~6年 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 リース資産

3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 縁延資産の処理方法
株式交付費は、3年間の均等償却を行っております。
おお、繰延資産は、その他資産に含めて計上しております。
分貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
引当金の計上基準
1) 貸網日出金

貸倒引当金

5 当金の計上基準
1) 資明引当金
1 資明引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
1 資明引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別消算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「寒質破綻先」という。) に係る債権区グぞれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。) に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後終営破綻に陥る可能性大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己産定基率に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,206百万円であります。
2 退職給付割当金

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付 債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務 の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について は給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用 処理方法は次のとおりであります。 過去勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)によ る定額法により費用処理 数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事 業年度から費用処理 ) 睡眠箱会払厚損失引出会

- 求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
  4) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。 収益及び費用の計上基準
  1) 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主にお申してフラをが顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
  2) ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
  ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、 (1) 並利(リスケ)・ハッシュ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業権別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する縁延ヘッジによっております。ヘッシぞ初が性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
2) 為替変制リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計上協会・負債を発展)を計一組を発展が表現しております。スワップ取引及び急替スラリーに、「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する線延へッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スフップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ボジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。消費税等の会計処理

によりヘッジの有効性を評価してのソエッ。). 消費税等の会計処理 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。 1. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続 投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎 に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び 償還損は「その他業務費用」の「囤債等債券償還損」として計上しております。

#### 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、役務取引等収益に係る契約のうち履行義務が定の期間にわたり充足されるものについて、従来は契約開始時に一時点で収益を認識しておりましたが、履行義務を充足するにつれて収益を認識する方法に変更しております。これに よる当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価 算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び 「金融商品に関する会計基準 (企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定 める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわた って適用することといたしました。これによる当事業年度の財務諸表に与える影響はありま せん。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事 業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

後には、8月35日は民主となるからとくならずらればいか。300円は、人がとおりくい。 線延税金資産の回収可能性 ) 当事業年度の財務諸表に計上した線延税金資産の金額(線延税金負債相殺前)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

) 昇出力法 繰延税金資産は、中期経営計画による将来の課税所得の見積額に基づいて、将来減 算一時差異及び税務上の繰越欠損金のスケジューリングの結果、回収可能性があると 判断した金額を計上しております。

しております。

) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響 上記②で記載した仮定による見積りは不確実性が高く、変動した場合には繰延税金 資産の取崩しが発生する可能性があります。

2. 貸倒引当金

| 当事業年度の財務諸表に計上した金額 | 当事業年度の財務諸表に計上した金額 | 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法

識別した頃日に除る里婆な云訂上の見積りの内谷に関する理解に買する情報 )算出方法 資間引出金の算出方法は、「重要な会計方針」「7. 引当金の計上基準」「(1) 貸 倒引出金」に記載しております。 2 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。 (債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。また、当事業年度において、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う貸倒引当金の追加計上に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う貸倒引当金の追加計上に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞は翌事業年度にわたり続くものと仮定し、貸倒引金の見積りに反映しております。具体的には、今後の事業へ一定の影響があるものとした一部の債務者に係る債権について予想損失率に修正を加えて、貸倒引当金の追加計上を行っております。 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響 個別債務者の業績変化又は新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済への影響の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表に及ばす影響

### 貸借対照表関係

関係会社の株式(及び出資金)総額 4.088百万円

. 関係会社の株式(及び出資金)総額 4,088百万円 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりで あります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の債適及び利息 の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の 私募(金融商品取引法第2条第3別)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その 他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注 記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用賃借又は賃貸借契 ※だ」とみそのに限る、)等であります。 約によるものに限る。) 等であります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額

2,258百万円 19,074百万円 危険債権額 三月以上延滞債権額 貸出条件緩和債権額 —百万円 3,780百万円 25,112百万円 合計額

合計額 25,112百万円 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

ります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減 海佐助蚕子の他の債務者に有利となる取決めを行 免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

設当しないものであります。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 (表示方法の変更) 「銀行法施行規則等の一部を改定する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3 号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分

写)が2022年3月31日から地行されたことに呼い、越行法の1リスク管理慎権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。
3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づ金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,733百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産現金預け金 25.724百万円 有価証券 担保資産に対応する債務 預金 コールマネー 448百万円 2.800百万円 2,000日7月 借用金 また、その他の資産には、金融商品等差入担保金10,000百万円及び保証金418百万円が 含まれております。

また、その他の資産には、金融商品等差人担保金10,000百万円及び保証金418百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について遺反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、168,958百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能をもの)が168,958百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能ももの)が168,958百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高でのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度類の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予か定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、民間産業額については、当該評価差額に長いては、当該不能差別を行った年月日 1999年3月31日同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に同する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価研の課題に対公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課題ではある計算の基礎となる土地の価額を含むに関わた場合が定めて小ました。

「号に定める地画公が成立いが戻により公がされた画や、弟よ来第3号に定める工地 税台帳及び第4号に定める地価税の課務価格の計算の基礎となる土地の価額を算定す るために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響 加算等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計 額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

7. 有形固定資産の減価償却累計額 16,780百万円

7. 月形固定資産の減価偏知条計額 16,780日万円 1,285百万円 1,285百万円 9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は17,828百万円であります。 78百万円 1. 関係会社に対する金銭債権総額 4,115百万円 1. 関係会社に対する金銭債権総額 4,115百万円

関係会社に対する金銭債務総額 1.469百万円

#### 損益計算書関係

1. 関係会社との取引による収益 資金運用取引に係る収益総額 役務取引等に係る収益総額 216百万円 24百万円 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 その他の取引に係る収益総額 その他の取引に係る収益総額 関係会社との取引による費用 20百万円 資金調達取引に係る費用総額 役務取引等に係る費用総額 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 その他の取引に係る費用総額 0百万円 107百万円 1,121百万円 -百万円

2. 減損損失

・ MIGIRT 当事業年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失

用途	種類	場所	金額	٦
遊休	土地	山形県	116	
遊休	建物	山形県	16	
遊休	その他	新潟県	C	٦
	合計		133	П

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとに グルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並び に処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。 びます。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

# 株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

# 有価証券関係

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれておりま

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

1. 売貝目的有価配好 (2022年3月31日96日2) 該当事項はありません。 2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在) 該当事項はありません。 3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	_	_	_
関連法人等株式		_	_
合計	_	_	

# 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(江) 工我に日まれるのいは物画品のないがに与	生/ 上状に口よりない。中参画にいるい。小八寸の東目が流れ、日上版		
	貸借対照表計上額 (百万円)		
子会社・子法人等株式	4,088		
関連法人等株式	0		

#### 4 その他有価証券 (2022年3日31日租本)

. 5 0701年11日 (2022年3月31日 現在)				
	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	520	257	262
	債券	7,789	7,764	24
貸借対照表計上額が	国債	3,006	3,003	2
取得原価を超えるも	地方債	_	_	_
0	社債	4,783	4,761	22
	その他	989	952	36
	小計	9,299	8,975	324
	株式	294	375	△ 80
	債券	45,764	46,224	△ 460
貸借対照表計上額が	国債	_	_	_
取得原価を超えない	地方債	7,786	7,859	△ 72
もの	社債	37,977	38,364	△ 387
	その他	169,425	181,388	△ 11,962
	小計	215,484	227,988	△ 12,503
合計	•	224,784	236,963	△ 12,179

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,513
組合出資金	1,015

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりませ

5. 当事業午<sub>区</sub> 31日) 該当事項はありません。 <sup>仏</sup>事業年度中に売却し 。 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2021年4月1日 至 2022年3月

当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2021年4月1日 至 2022年3月31

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	546	35	0
債券	49	_	0
国債	_	_	_
地方債	_	_	_
社債	49	_	0
その他	118	0	_
合計	714	36	0

#### 7. 減損処理を行った有価証券

・ 飛്京の生で17 Jに行画配子 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額 とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。) しております。 当事業年度における減損処理額はありません。

コチャータには17~0mのほとは1800のメンスといる。 また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基 準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先 : 破産、特別消算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分 等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社 実質破綻先: 実質的に経営破綻に陥っている発行会社 破綻懸念先: 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社 要注意先: 今後の管理に注意を要する発行会社 正常先: 上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

# 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであり

ます。	
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注1)	2,954百万円
貸倒引当金	1,769百万円
退職給付引当金	416百万円
減価償却	128百万円
その他有価証券評価差額金	3.737百万円
その他	1,004百万円
繰延税金資産小計	10,011百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△ 1,519百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 4,226百万円
評価性引当額小計	△ 5,746百万円
繰延税金資産合計	4.265百万円
繰延税金負債	
資産除去費用の資産計上額	10百万円
前払年金費用	1,015百万円
繰延税金負債合計	1.025百万円
繰延税金資産の純額	3,239百万円

# (注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位: 百万円)

23 % ( 2 ( 2 - 2 ) 7 ( 3 ) 7 ( 2 )						
	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内
税務上の 繰越欠損金 (※1)	390	296	937	_	392	_
評価性引当額	△ 162	△ 42	△ 645	_	_	_
繰延税金資産	227	254	292	_	392	_

(単位:百万円)

					(	-12 - 12/3/3/
		6年超 7年以内	7年超 8年以内	8年超 9年以内	9年超 10年以内	合計
繰	務上の 越欠損金 ※1)	_	_	938	_	2,954
評化	価性引当額	_	_	△ 670	_	△ 1,519
繰	延税金資産	_	_	267	_	(* 2) 1.434

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。 (※2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから、 その一部を回収可能と判断しております。

### 1株当たり情報

1株当たりの純資産額 1株当たりの当期純利益金額 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

164円9銭 5円7銭 2円5銭

# 関連当事者情報

- 1. 親会社及び法人主要株主等 該当事項はありません。 2. 子会社及び関連会社等

		-					
種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
	きらやかカード	100%	債権	被保証	△3,931	_	_
子会社	株式会社	(—)	被保証	支払保証料 (注)	107	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 保証料率については、代弁率を基礎として、毎期交渉の上決定しております。また、当事業年度末における債権被保証残高は31,633百万円であります。 3. 兄弟会社等
- 該当事項はありません。
- 4. 役員及び個人主要株主等

投員   笠原 守   山形県 天童市   取締役   金銭貸借   資金の数   12 関係   対金の変数   対象   対数   対数   対数   対数   対数   対数   対	種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)		議決権等 の所有(被 所有)割合		取引の 内容	取引 金額 (百万円) (注1)	科目	期末 残高 (百万円)
その選集 有限会社五十萬 山形尼県 名 会計 重整所 2 公司	役員	笠原 守		_	監査等	_	即係	貸付金の返済	0	貸出金	11
している 利息の受取 0	その近親 者が議決 権の過半 数を所有			3		_				貸出金	41

取引条件及び取引条件の決定方針等 (注1) 融資取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。 (注2) 有限会社五十嵐会計事務所は、社外取締役監査等委員五十嵐正明氏及びその近親者が 議決権の過半数を保有しております。

# 重要な後発事象

新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強 化法に基づく国の資本参加の申請に向けた検討開始

新型コロナウイルス感染症は特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けた検討開始親会社である株式会社じもとホールディングス(以下「じもとホールディングス」という。)と当行は、2022年5月13日開催の両社の取締役会において、下配のとおり、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(2004年法律第128号)の新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例に基づく国の資本参加の申請(以下「公的資金の申請」という。)に向けた検討を開始することを決議いたしました。なお、公的資金の申請におきましては、じもとホールディングスに国の資本参加をいただき、同時にじもとホールディングスは当行に対し出資を行うことを検討しております。
1. 公的資金の申請に向けた検討を開始する目的新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者が議構を回復すると影響の更なる長期化が懸念されるなか、昨今のウクライナ情勢や原油価格の上昇等の影響も加わり、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者が議構を回復すると終活環境は非常に厳しいものがありますが、地元経済を支え、活性化させていくためには、今後も中小企業の事業者を中心に、長期にわたって支援していくことが必要不可欠であると考えております。このような経済環境の下で、引き続き円滑な事業者支援を実施していくにあたり、当行においては、その地元である山形県の同行取引先において温泉旅館業や観光サービス素を新型コナウイルス感染症による影響を受ける中小企業が多く、貸出需要が多いことに加えて、ウイズコロナ・ポストコロナの環境を乗り越えていくために、ビジネスモデルの転換に向けた前向きな設備資金対応や、抜本的な事業再生支援に積極的に取り組んでいく必要があります。このため、今まで以上にリスクテイクを行う観点から、あらかじめ資本を増強しておくことが必要不可欠と判断いたしました。
2. 公的資金の申請の内容申請の公理が表しました。